

Q

《財産管理について代理権を付与されている場合》

10

被補助人の財産の使い道

お金を使う際、具体的に、どのようなものに支出してよいのでしょうか。また、支出してはいけないものにはどのようなものがあるのでしょうか。



A

被補助人の財産は、被補助人のために使うのであれば、使い道に特に制限はありません。ただし、金額、支出の必要性、かけたお金と得られる結果のバランスなど、「常識の範囲内」という制約は伴います。以下、これまでのケースから例を挙げてみました。

【当然に支出できるもの】

被補助人の生活費、入院費や施設費、税金、補助事務費（裁判所に提出する書類のコピー代、切手代、交通費、各種手数料など、補助人の仕事をする上で発生する実費）、被補助人の財産の維持・管理の費用、ヘルパーの人件費、弁護士や司法書士への報酬

【原則として支出できるもの（常識の範囲内の金額に限る。）】

法事の費用、被補助人名義で出す冠婚の祝儀や葬祭の香典、被補助人名義の負債の償還（ただし、事前に家庭裁判所にご相談ください。）

【原則として支出できないもの（必ず事前に家庭裁判所にご相談ください。）】

見舞いに訪れる親族の交通費、贈与、寄付行為、被補助人が経営していた事業の負債の返済

【明らかに不適切な支出に当たるもの】

被補助人と同居していることを理由にした補助人名義のローンの返済、退院の見込みがないにもかかわらず引取りを理由にした補助人の自宅の改築費用

* 補助人が選ばれる前の立替金がある場合や判断に迷うような場合は、事前に家庭裁判所にご相談ください。